

ICT 機器を活用した家庭学習のための モバイル Wi-Fi ルーターの貸出しについて

タブレット端末を活用した家庭学習を行うにあたり、家庭学習に対応できる Wi-Fi（無線通信）環境がないご家庭向けにモバイル Wi-Fi ルーター（以下「ルーター」）の貸出しを行います。



1 対象者

男鹿市立小・中学校に在学し、家庭に Wi-Fi（無線によるインターネット）環境がない児童生徒

2 費用

ルーターの貸出しは無償です。ただし、次の費用は各家庭での負担となります。

- ・通信契約にかかる費用
- ・ルーターの充電や維持管理にかかる費用
- ・故意または重大な過失により、ルーター（付属品を含む）の破損・紛失などした場合の修理費・補填にかかる費用

3 手続き方法

- | | |
|---------|--|
| ①申請者 | 「1 対象者」の保護者で、児童生徒の家庭学習のためにルーターの貸出しを希望する方 |
| ②貸出期間 | 貸出許可を受けた日から、対象の児童生徒が申請時に在学する学校を卒業する日まで |
| ③申込手続き | 申込書に必要事項を記入し、教育委員会又は学校へ提出します。申込書は教育委員会や学校で用意しているほか、市ホームページでダウンロードできます。 |
| ④貸出しの決定 | 審査の上、貸出可否をお知らせします。 |
| ⑤受渡し・返却 | 許可を受けた保護者は、教育委員会でルーターを受け取ります。返却時も、直接教育委員会へ返却します。 |

4. 貸し出し後の通信契約

ルーターを受け取ったあと、各ご家庭で次の方法により通信契約を行います。

- ①株式会社ビジョン（ルーターの販売元）が提供する通信契約「GLOBAL WiFi（グローバルワイファイ）」を利用する方法
パソコンやスマートフォンなどから専用サイトへアクセスし契約手続きを行います。契約手続きが完了すると、数時間で通信ができる状態になります。

ご利用料金

容量	月額料金
3GB	990円
5GB	1,870円
10GB	2,750円
20GB	3,960円
30GB	4,510円
50GB	5,830円

GLOBAL WiFi の契約料金▶

②各ご家庭で任意の通信事業者と契約する方法

別途任意の通信事業者で契約した SIM カードをルーターに挿入して使用することもできます。

5. 貸出しにあたっての注意事項

- ・台数に限りがあるため、貸出希望が多数の場合は優先度に応じて貸出します。
- ・ご家庭で Wi-Fi 環境を整備した時や市外に転校した場合など、対象者の要件を満たさなくなったときは、速やかにルーターを返却いただきます。
- ・貸出期間中でも、ルーターの管理運用の状況により返却いただく場合があります。
- ・貸し出すルーターは家庭学習専用です。

各通信事業者から通信機器も含めた比較的安価な契約プランも出ています。この貸出制度も含めてよくご検討いただき、ご家庭の通信環境整備にご協力くださいますようお願いいたします。

「オンライン学習通信費」を援助します

市では、経済的な理由によりお困りの方のために、学用品費や給食費など学習に必要な費用の一部を援助しております。その中で、オンライン学習にかかる通信費も援助の対象としております。申請手続き等については、教育委員会学校教育課または在籍する学校へお問合せください。(所得状況などによる審査があります。)

担当 男鹿市教育委員会学校教育課

モバイルWi-Fiルーター貸出担当 加賀 電話 24-9101

【参考】家庭での Wi-Fi 環境整備方法

Wi-Fi を使えるようにする方法の代表的なものとしては、次のようなものがあります。ご家庭の状況により、適した方法が異なりますので、通信事業者や家電量販店などにご相談ください。

①有線でのインターネット（光、ADSL など）を利用している場合

Wi-Fi ルーターを購入し、モデムに接続する。(通信料制限なし)

②スマートフォンのみでインターネットを利用している場合

スマートフォンのデザリング機能を利用する。

※デザリング…スマートフォンで契約している通信容量を使って別の機器でインターネットを使用すること。スマートフォンを Wi-Fi ルーターのように使用する。(通信事業者へ事前申し込みや、通信量の制限等を考慮する必要があります。)



③モバイル Wi-Fi ルーターを用意する場合

モバイル Wi-Fi ルーターを購入又はレンタルなどし、通信事業者と通信契約をする。(ルーター本体を購入し別途通信契約をする方法や、ルーター本体と通信契約がセットになっている場合などがあります。)

